

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都品川区東品川一丁目14番5号

氏名 株式会社アール・イー・ハヤシ  
代表取締役 安田 真之

公開用

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年12月18日

許可の有効年月日 令和12年12月17日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん  
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上4種類)

## 2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

住所：東京都大田区東糀谷一丁目7番1号

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 5月 27日 新規許可

令和 5年 12月 18日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-016683号

## 2 積替え保管施設

住所：東京都大田区東糞谷一丁目7番1号

積替え保管面積：832.85㎡ 最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 2個	0.76 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ペール缶 1個	0.02 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ペール缶 1個	0.02 m <sup>3</sup>
	合計保管量	0.80 m <sup>3</sup>

(以下余白)